

議案第17号

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条 佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐倉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第2の2の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学・就職準備給付金」を加え、同表5の項中「就労自立給付金の支給」を「就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施」に改め、同表6の項中「による地方税の賦課徴収又は地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税」に改め、同表14の項中「による」の次に「相談、支援、」を、「妊産婦の訪問指導」の次に「、産後ケア事業の実施」を加え、「又は費用の徴収」を「、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施」に改め、同表19の2の項中「による」の次に「妊婦のための支援給付、」を、「子どものための教育・保育給付」の次に「若しくは子育てのための施設等利用給付」を加え、同表23の項中「特例給付」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付」に改める。

別表第3の1の項中「の支給」を「若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施」に改める。

第2条 佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2の19の2の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条第2号から第4号までの改正規定及び同条例別表第2の19の2の項（「による」の次に「妊婦のための支援給付、」を加える部分に限る。）の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第2条の規定 令和8年4月1日